

鹿 児 島 県 公 報

令和3年11月12日（金）第260号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 地域森林計画案の縦覧（森林経営課取扱い） 1
○地域森林計画の変更案の縦覧（5件）（森林経営課取扱い） 1
○救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 4

公 告

- 落札者等の公告（2件）（総務福利課取扱い） 4
○競争入札の参加者の資格に関する公告（県立病院課取扱い） 5
○一般競争入札公告（県立北薩病院取扱い） 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第1060号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により奄美大島地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和3年11月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
奄美大島森林計画区（奄美市及び大島郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
令和3年11月12日から同年12月13日まで

鹿児島県告示第1061号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により大隅地域森林計画（平成30年1月12日鹿児島県告示第17号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和3年11月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
大隅森林計画区（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡及び肝属郡一円）

- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
令和3年11月12日から同年12月13日まで

鹿児島県告示第1062号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により南薩地域森林計画（平成31年1月15日鹿児島県告示第16号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和3年11月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
南薩森林計画区（鹿児島市、枕崎市、指宿市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市及び鹿児島郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課、鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
令和3年11月12日から同年12月13日まで

鹿児島県告示第1063号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により北薩地域森林計画（令和2年1月17日鹿児島県告示第32号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和3年11月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
北薩森林計画区（阿久根市、出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡及び出水郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課、北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
令和3年11月12日から同年12月13日まで

鹿児島県告示第1064号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により始良地域森林計画（令和3年1月15日鹿児島県告示第17号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和3年11月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
始良森林計画区（霧島市、始良市及び始良郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

令和3年11月12日から同年12月13日まで

鹿児島県告示第1065号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により熊毛地域森林計画（令和3年1月15日鹿児島県告示第18号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和3年11月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

熊毛森林計画区（西之表市及び熊毛郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課

3 縦覧期間

令和3年11月12日から同年12月13日まで

鹿児島県告示第1066号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和3年11月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
医療法人徳洲会屋久島徳洲会病院	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地

2 認定の有効期限

令和6年11月24日

鹿児島県告示第1067号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和3年11月12日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問介護事業所 福祉のひろば	薩摩川内市平佐 町3092-1	株式会社セカン ドステージ	薩摩川内市東郷 町斧淵600	藤本 貴久	令和3年 10月1日	訪問介護
介護老人保健施 設アンダンテ伊 集院	日置市伊集院町 妙円寺三丁目 1303番10	医療法人健誠会	日置市東市来町 湯田2994番地	齊藤 稔	令和3年 10月1日	訪問リハ ビリテー ション
ホームケアステ ーションよろん	大島郡与論町茶 花2643番地3	社会福祉法人与 論町社会福祉協 議会	大島郡与論町茶 花2643番地3	大田 元茂	令和3年 11月1日	訪問介護
曾於医師会立訪 問看護ステーシ ョンほほえみ	曾於市大隅町月 野894番地2	公益社団法人曾 於医師会	曾於市大隅町月 野894番地	手塚 善久	令和3年 11月1日	訪問看護
福祉サポートセ	垂水市市木441	合同会社いぶき	垂水市市木441	畦浦 伸一	令和3年	通所介護

ンターきらら	番地1		番地1		11月1日	
老人保健施設ヴ ィラかのや	鹿屋市寿八丁目 21番2号	社会医療法人恒 心会	鹿屋市笠之原町 27番22号	小倉 雅	令和3年 11月15日	訪問リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第1068号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和3年11月12日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設アンダンテ伊集院	日置市伊集院町 妙円寺三丁目 1303番10	医療法人健誠会	日置市東市来町 湯田2994番地	齊藤 稔	令和3年 10月1日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション
曾於医師会立訪問看護ステーションほほえみ	曾於市大隅町月 野894番地2	公益社団法人曾 於医師会	曾於市大隅町月 野894番地	手塚 善久	令和3年 11月1日	介護予防 訪問看護
老人保健施設ヴ ィラかのや	鹿屋市寿八丁目 21番2号	社会医療法人恒 心会	鹿屋市笠之原町 27番22号	小倉 雅	令和3年 11月15日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年11月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（教育情報ネットワーク機器整備業務） 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社Q T n e t
福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 随意契約に係る契約金額
316,303,295円
- 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年11月12日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
電気通信サービス（インターネット回線等サービス） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社Q T n e t
福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 落札金額
487,080,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年8月6日

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和3年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和3年11月12日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類
 - (1) 種類
物品（医療機器類）の購入
 - (2) 名称
全身用X線CT診断装置 一式
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 医薬品、医療器械等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年11月12日から同月24日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和4年9月30日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年11月12日

県立北薩病院長 小寺 顕一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

全身用X線CT診断装置 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年11月12日から同月24日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県立北薩病院総務課
伊佐市大口宮人502番地4 郵便番号 895-2526

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和3年12月23日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月24日午前11時
イ 場所 県立北薩病院講堂

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を

被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立北薩病院総務課

伊佐市大口宮人502番地4 郵便番号 895-2526

電話番号 0995-22-8511

ファックス番号 0995-22-6783

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

X-ray CT diagnostic unit for the whole body:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

- As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Hokusatsu Hospital
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 23 December 2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
General Affairs Division
Kagoshima Prefectural Hokusatsu Hospital
502-4 Ookuchimiyahito, Isa City, Kagoshima Prefecture 895-2526 Japan
TEL 0995-22-8511
FAX 0995-22-6783

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和3年11月12日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿児島県第一選挙区支部	宮路 拓馬	篠原 準一	鹿児島市新屋敷町16番422号（公社ビル）	衆議院議員	○	令和3年10月7日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
秋桜の会	関山 裕幸	日高 雄一	霧島市隼人町神宮四丁目2-2	令和3年10月28日
鶴田均後援会	鶴田 均	鶴田 均	出水市野田町下名5400	令和3年10月7日
とまり義秋後援会	上山 忠雄	泊 涼子	鹿屋市串良町有里3963-3	令和3年10月12日
西田のりとも後援会	萬造寺 輝男	西田 みゆき	いちき串木野市別府3285	令和3年10月8日
矢上弘幸後援会	矢上 弘幸	矢上 貴子	曾於市末吉町二之方6058番地13	令和3年10月18日
米倉よしゆき後援会	米倉 由晋	米倉 妙子	指宿市大牟礼3-25-43	令和3年10月7日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県明日の保育を考える会支部	青木 和彦	会計責任者の氏名	日高 真琴	山下 忍	令和3年10月6日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
しおた康一後援会	塩田 康一	政治団体の名称	しおた康一後援会	塩田康一後援会	令和3年10月6日
永井章義後援会	永井 章義	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬井根町4番27号	奄美市名瀬幸町11-11	令和3年10月18日
		会計責任者の氏名	東 克彦	古山 惣一	
向井俊夫後援会	浦江 昌史	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬長浜町27番1号	奄美市名瀬小浜町4-28	令和3年10月18日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県ふるさと創生支部	鹿児島市上之園町15-10大和屋ビル2階	保岡 広武	令和3年10月12日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
まつしま昇後援会	熊毛郡中種子町野間5144番地	松嶋 昇	令和2年12月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
米倉 由晋	米倉 由晋	指宿市長	米倉よしゆき後援会	指宿市大牟礼3-25-43	令和3年10月7日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
塩田 康一	しおた康一後援会	資金管理団体の名称	しおた康一後援会	塩田康一後援会	令和3年10月6日